

# 廃棄等費用の確保(保証金制度)

# 廃棄等費用の確保(保証金制度)

## 1. 目的

太陽光発電施設の適正な撤去及び処分の実施体制を確保するため、適切に廃棄等費用※を確保していることを証する保証金制度を導入する。

※本市条例では、廃棄等費用を「太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用」とする。

## 2. 保証金制度の概要

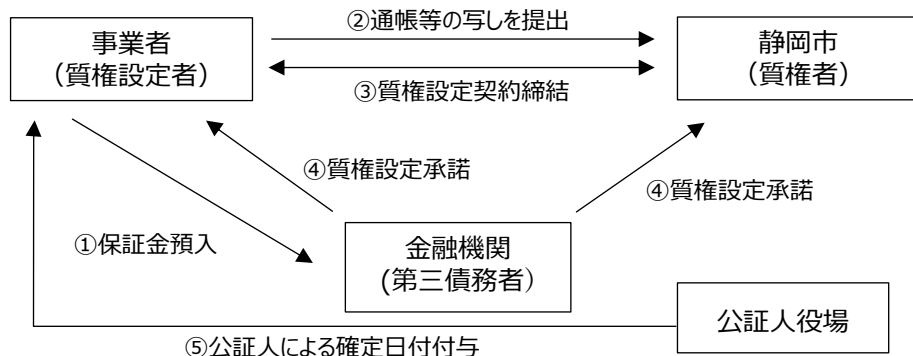
- 設置規制区域内に10kW以上の太陽光発電施設を設置しようとする者は、あらかじめ事業に要する廃棄等費用に係る現金(保証金)を金融機関に預入しなければならない。

- 保証金を預入した者は、設置許可を受けるときまでに、保証金に係る預金債権について、市を質権者とする質権※を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、質権設定について、市に対抗要件を備えさせなければならない。

※債権者がその債権を担保として、債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受けることができる権利(民法342条)

- 設置許可を受けた者が措置命令を受けたにもかかわらず、命令に係る措置を履行しなかったことにより、災害の発生防止又は自然環境若しくは生活環境の保全、良好な景観形成に著しい支障が生じると認める場合は、保証金を廃棄等費用に充てることができる。

- 設置許可を受けた者が保証金を使用するときは、預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。



### <手続きの流れ>

- ① 事業者が金融機関に保証金を預入
- ② 通帳等の写しを市に提出
- ③ 市で預入状況の確認ができたなら、事業者と市で質権設定契約を締結
- ④ 事業者は金融機関に質権設定の承諾を依頼、金融機関からの承諾を受ける
- ⑤ 事業者が承諾書類を公証役場に提出し、公証人による確定日付を付与

# 廃棄等費用の確保(保証金制度)

## 3. FIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度との比較

FIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度対象施設についても本条例の保証金制度を適用する。

<適用する理由>

- ① 条例の対象施設すべてがFIT/FIP制度の認定を受けているとは限らないため、FIT/FIP認定を受けない事業に対する廃棄費用の確保のための担保措置ができない。
- ② FIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度は、計画的な費用の積立及び事業廃止時における費用の確保を目的とした制度であり、積立開始時期が事業終了前10年に設定されている。一方、本条例における保証金制度は、事業開始前の段階から一括預入による廃棄等費用の確実な確保を図ることから、災害等により、発電事業途中での撤去及び処分が発生する場合等の廃止時においても確実に確保できる。

	静岡市条例における保証金制度	FIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度
目的	廃棄等費用の確実な確保	廃棄等費用の確実な積立の担保
対象	10kW以上の設置規制区域内の事業	10kW以上のFIT/FIP認定事業
適用時期	許可を受けるときまで	調達期間/交付期間の終了前10年間
方法	金融機関に一括預入	原則、源泉徴収的な外部積立
金額	次のいずれか高い額 ・ FIT/FIP制度における調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用 ・ 事業に係る廃棄等費用の見積額	調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用

# 廃棄等費用の確保(保証金制度)

## 4. 保証金の金額設定

次に掲げる額のうちいずれか高い額

- ① 太陽光発電施設の発電出力 × 調達価格等算定委員会※の意見を基に国が定めた認定年度における廃棄等費用の想定額  
 ※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、再エネ特措法)に基づき経済産業省(資源エネルギー庁)に設置された、FIT(固定価格買取制度)やFIP制度の買取価格に対し意見を述べる専門家組織

【参考 17】2026年度の廃棄等費用の取扱い

認定年度※	調達価格/基準価格	廃棄等費用の想定額	解体等積立基準額の 想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額	
2012年度	40円/kWh	1.7万円/kW	12.0%	—	1.62円/kWh	
2013年度	36円/kWh	1.5万円/kW	12.0%	—	1.40円/kWh	
2014年度	32円/kWh	1.5万円/kW	13.0%	—	1.28円/kWh	
2015年度	29円/kWh 27円/kWh	1.5万円/kW	14.0%	—	1.25円/kWh	
2016年度	24円/kWh	1.3万円/kW	14.0%	—	1.09円/kWh	
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.3万円/kW	15.1%	—	0.99円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.1万円/kW	15.1%	—	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	19円/kWh	1.2万円/kW	17.1%	—	0.80円/kWh
	第2回入札対象	(落札者ごと)	—	—	—	—
	第3回入札対象	落札者ごと	0.9万円/kW	17.1%	—	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.0万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	—	0.54円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	0.8万円/kW	17.2%	—	0.52円/kWh
	10-50kW以外	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2020年度	10-50kW	13円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2021年度	10-50kW	12円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	10円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.66円/kWh
2022年度	10-50kW	11円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	9.5円/kWh	1万円/kW	17.2%	—	0.64円/kWh
2023年度	10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	10-50kW以外	9.2円/kWh	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
2024年度	地上・10-50kW以外	10円/kWh	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	12円/kWh	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
	地上・10-50kW以外	8.9円/kWh	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
2025年度	地上・10-50kW	10円/kWh	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	11.5円/kWh	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh
	地上・10-50kW以外	今年度の調達対象	1万円/kW	18.3%	—	0.62円/kWh
2026年度	地上・10-50kW	今年度の調達対象	1万円/kW	19.2%	—	0.60円/kWh
	屋根・10kW以上	今年度の調達対象	1万円/kW	14.5%	30%	1.12円/kWh

参照：  
 調達価格等算定委員会(令和7年2月3日)  
 「令和7年度以降の調達価格等に関する意見」

## ② 事業に係る廃棄等費用の見積額

<考え方>

- 金額の根拠は、国で示されている再エネ特措法に基づく廃棄等費用想定額を参考として設定した。これは、調達価格等算定委員会の意見を基に国において示された廃棄等費用の水準を基礎とするものであり、全国的な実績や算定根拠を踏まえた合理的な金額であるため採用した。
- 本市条例では、リデュース、リユース及びリサイクルについて努力義務として位置づけているが、保証金は行政代執行等の措置に充当することを想定した制度であることから、最低限必要となる「解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用」を基礎として算定しており、リサイクル費用等は含めないこととする。
- 保証金の額が措置に要した費用の額より少ないときは、契約において差額を事業者負担させることとする。